

# 『いまだからこそ、 憲法をもう一度考える』

講演：青井 未帆氏（学習院大学大学院法務研究科教授）

日時：5月16日（土）17:30～（福岡校）

5月17日（日）13:30～（北九州校）



## <講演者プロフィール>

### 青井未帆

学習院大学大学院法務研究科教授。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得満期退学。信州大学経済学部専任講師、同助教授、同准教授、成城大学法学部准教授を経て、2011年より現職。主な研究テーマは憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論。著書に『憲法を守るのは誰か』、『国家安全保障基本法批判』、共著に『憲法学の現代的論点〔第2版〕』（有斐閣）、編著に『憲法を学ぶための基礎知識 論点 日本国憲法』（東京法令出版）、『改憲の何が問題か』（岩波書店）などがある。

「改憲」、「加憲」、「護憲」など、憲法をめぐる政治状況は騒々しいですが、みんなは、日本国憲法の条文をじっくりと読んだことがあるでしょうか。

「すべて国民は、個人として尊重される。」

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

「学問の自由は、これを保障する。」

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」等々。

日本国憲法の第3章（国民の権利及び義務）には、「人間として、国家・社会はこうありたい」と私などが思う理想が、淡々と語られています。非常に“カッコイイ”のです。

一方、大日本帝国憲法には、何が書かれていたのでしょうか？

日本史を受講している人であれば、常識なのですが、大日本帝国憲法には「国民」という言葉は出てきません。天皇主権を基本理念とする憲法のため、「国民」はすべて天皇の「臣民」であり、「臣民」と記載されていました。そして、その人権保障の規定はわずかで、しかも次のように制限されていました。

## 第2章（臣民権利義務）

「日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス」

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

「日本臣民ハ法律ノ範囲ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」

「臣民」とは対照的に、主権者である天皇の権限が幅広く認められていました。陸海軍の統帥、戒厳令の布告など、天皇大権という特別な権限を持つとともに、立法・行政・司法の3機関は天皇を輔佐していました。憲法によって描かれる国家像が異なるのです。

私たちの国は、近代になって、2つの憲法のもとで時間を過ごしてきました。ふだんは空気のようにしか感じられない憲法かもしれませんが、2つの憲法は、それぞれの時代の国家・社会のあり方を明確に規定しています。

憲法に関する議論をすることは、言葉の変更にとどまらず、私たちが、どのような国家をつくりたいのか、どんな社会であってほしいと思っているのか、と密接に関わっているのです。

青井未帆先生には、今回、忌憚のない講演をお願いしています。

憲法を魅力ある大切な存在として語ってくださる先生のお話を通じて、みんなには、憲法議論を少しでも身近なものとし、「自分たちが生きていきたい国、社会とは？」を考える一助にしてもらえればと思っています。多数の参加を望みます。

（日本史科 片山すみこ）

